

第 441 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 6 年 7 月 30 日（火）午後 1 時 30 分～午後 3 時 31 分
2 場 所 九段第 3 合同庁舎 11 階 共用会議室 1 - 1
3 出席者 公益代表委員 6 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 6 名

都留会長 定刻になりましたので、ただいまより、第 441 回東京地方最低賃金審議会を始めます。

賃金課長 お手元の資料の確認をさせていただきます。本日お配りしています資料は、議事次第、座席表、資料（その 1）、資料（その 2）、資料（その 3 - 1）、資料（その 3 - 2）及び参考資料の 7 点です。不足等ありましたら事務局にお申しつけください。

都留会長 続きまして、委員の出欠状況について、事務局から報告してください。

賃金課長 御報告申し上げます。

本日は、公益代表委員 6 名、労働者代表委員 6 名、使用者代表委員 6 名に御出席をいただいております。委員定数 18 名のうち、全員が御出席ですので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項による定足数である、全委員の 3 分の 2 以上、又は各側委員の各 3 分の 1 以上を充たしておりますことを御報告いたします。

都留会長 それでは、お手元にお配りしております議事次第に従い、議事を進めてまいります。

まず、議事（1）ですが、令和 6 年 7 月 24 日付けで、中央最低賃金審議会におきまして答申が出されたそうです。

中央最低賃金審議会会長からのメッセージがあるとのことですので、事務局は上映の準備をお願いいたします。

賃金課長 ただいま準備をしております。

答申につきましては、お手元の資料（その 3 - 2）の中の資料 3 としまして、25 ページ以下に令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）（令和 6 年 7 月 25 日中央最低賃金審議会）をおつけしております。

答申文の本文と、別紙1、別紙2で構成されておりますが、別紙1のところに令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解をおつけしております。主に、こちらについての御紹介になろうかと思っておりますので、資料を御覧になる方は、こちらのほうを御覧いただければと思います。

(動画上映・視聴開始)

藤村会長

皆さん、こんにちは。中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

今日は、今年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにということで、こういう形でビデオメッセージをお届けすることになりました。

これは令和5年4月6日に取りまとめられました、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」の中で、目安の位置づけ、その趣旨が地方最低賃金審議会の各委員の皆さんに確実に伝わるようにということで考えられた手法でございます。

これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会において取りまとめられました令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆様へ直接伝達されるように、私からこういう形でお話しすることになりました。

この取組といいますのは、昨年にも続きまして2回目となります。御視聴いただく皆様には、これから本格化する本年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて目安をどのように捉えて参考にさせていただきたいか、また本年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会にさせていただければと思います。

それでは、最低賃金の位置づけ、考慮要素について、まずはお話をしておきたいと思っております。

最低賃金は最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なりまして、個別や団体の労使交渉等で妥結され

るものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討に当たりまして、考慮する要素としては様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思います。

まず、最低賃金は法定の3要素であります、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に関わる施策との整合性に配慮することも法律で決められております。その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すことになっております。また、近年は政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められております。近年の配意の内容は、中長期の金額目標と地域間格差の是正というところにございます。

次に、目安の位置づけについて申し上げたいと思います。目安は令和5年全員協議会報告や令和6年度目安小委員会報告に記載しておりますとおり、「目安は地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ということを、改めて申し上げておきたいと思います。

したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりに収まることもあれば、目安を上回ること、あるいは目安を下回ることも十分にあり得るというふうに理解しております。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

では次に、令和6年度目安のポイントについて、お話をしたいと思います。

今回の目安についても3要素のデータに基づき、納得感のあるものとなるよう、公労使で5回にわたって真摯に議論を重ねました。3要素のうち、何を重視するかというのは年によって異なります。今年は昨年を引き続きまして、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで

働く労働者の購買力を維持するという観点から、生計費を重視したいと考えました。なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

では、3要素それぞれの評価のポイントについて、お話ししていきたいと思います。

まず、労働者の生計費についてです。消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合、平均3.2%となっておりまして、前年に引き続き高い水準になっておりました。消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきという共通認識があるんですが、今年度においては、それに加えて生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては生活が苦しくなっている者もいらっしゃる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む、「頻繁に購入する品目」の物価上昇についても考慮して、昨年引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。「頻繁に購入する品目」というのは、年に15回以上の購入頻度があるものというふうに総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するために、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありますが、消費者物価を特に重視することが適当であると考えました。

次に、3要素のうちの2番目、賃金についてですね。これは事業規模によって賃金上昇率の水準に開きが見られる一方、企業規模にかかわらず、昨年を上回る賃金引上げの実施を確認することができました。具体的には、連合及び経団連が公表しております賃上げ率は33年ぶりの高い水準となっております。また、30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査第4表①②のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりました平成14年以降、最大値であった昨年度の2.1%を上回り、2.3%という水準になっておりました。

最後に三つ目の要素、通常の事業の賃金支払能力です。これについて

は個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと考えております。これまでの目安においても、状況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。売上高、経常利益率が、四半期ごとの数字で令和5年は6から9%程度で推移しております。また、令和6年の第2四半期は7.1%になっております。従業員1人当たりの付加価値額など、ほかの指標も高い水準で推移する、そういったところを見て、景気や大企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高、経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在する状況について、資料を充実させて確認いたしました。企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があるということにも留意しております。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて今年度は、特に生活必需品を含む支出項目に限って見た場合の上昇率平均5.4%、まさにこれも反映する必要があるというふうに考えたところです。

また、賃上げの流れを非正規雇用労働者、中小企業、小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意いたしまして、今年度は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書の中で、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえまして、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要というふうに考えました。

そこで、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率は、

Cランク、Bランク、Aランクの順に高くなっております。さらに消費者物価の上昇率はCランクがやや高めに推移しております。雇用情勢としては、BCランクで相対的によい状況であるということがデータで示されております。

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載のとおり、下位ランクの目安額が上位ランクを上回るとは理論上あり得るけれども、各ランクの引上げ額が同額になった場合でも地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなるように、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円4.6%、Bランク50円5.2%、Cランク50円5.6%にすることが適当であると考えた次第です。

繰り返しになりますけれども、今年度の目安額は最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと思います。

この結果、仮に目安どおりに各都道府県での引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会提供した資料には地域別のもも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたいと思います。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安額は過去最高の引上げ額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れ難いとお考えになっておられる方もおられるというふうに認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われますよう、政府に対して、中小企業、小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など、厚生労働省

の助成金についての賃上げ加算等の要望や中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、年収の壁を意識せずに働くことができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところがございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもでございます。従業員の処遇改善と同時に企業の持続的発展の両立を図ることについての配慮が必要であることを、政府に対する要望のところに記載しております。

次に、発効日についてです。発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知しております。

令和5年全員協議会報告において、「発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても、発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当」とされております。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

最後に、以上で述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところがございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論を参考に、地方最低賃金審議会においても地域のデータ等の実情に基づき、公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注目していきたいと思っております。

以上です。今年度もよろしくお願いいたします。

(動画上映・視聴終了)

都留会長

それでは、「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について」という標題の答申内容に関して、事務局から説明をお願いします。

賃金課長

資料（その3-2）の27ページを御覧ください。27ページ、28ページが答申本文となっております。

ただいま中央最低賃金審議会、藤村会長より答申を踏まえた詳細な御説明がございました。答申の内容で説明のなかったところ等につきまして、私のほうから補足させていただきます。

令和6年7月25日付けで、中央最低賃金審議会より厚生労働大臣宛てに答申が出されております。答申内容の概略を紹介いたします。答申は答申本文、別紙1の公益委員見解と、その別添の参考資料、別紙2の小委員会報告により構成されています。

繰り返しになりますが、資料（その3-2）の27ページを御覧ください。答申の本文になります。

- 1 令和6年度地域最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員見解を十分参酌され、自主性を発揮することを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

5から8まで、政府への要望ですけれども、昨年度と一部違う表現となっております。概略を紹介させていただきます。

5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

6 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引上げるため、設備投資の促進に資する税制や省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

7 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同

組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

8 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

29ページ以下に、公益委員見解がございます。

1 としまして、引上げ額の見安ということで、Aランク、Bランク、Cランク、いずれも50円となっております。

2 のアからウとしまして、労働者の生計費、賃金、通常の事業の支払能力といった、最低賃金法第9条第2項の3要素につきましの検討を行っております。この点につきましては、先ほど藤村会長から詳細な説明がございましたので、省略させていただきます。

32ページですけれども、2のエとしまして、各ランクの引上げ額の見安で、総合的に勘案した結果として、今年度の各ランクの引上げ額の見安を検討するに当たっては、5.0%を基準として検討することが適切であるという見解が示されています。その部分は、33ページの真ん中になりますけれども、こちらも詳細のほうは藤村会長からご説明いただきましたので、省略させていただきます。

34ページの政府に対する要望ですが、答申文の5から8で説明させていただきます。

また、35ページ、地方最低賃金審議会への期待につきましても、目安の位置づけ等、会長から御説明いただいておりますので、省略させていただきます。

その後、参考資料としまして、37ページから51ページまでについております。

昨年度の参考資料と比較して、追加されたものを御紹介いたします。

- ・ 消費者物価指数に対する電気・ガスということで、40ページの上段です。「消費者物価指数に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果の推移」。
- ・ また、その下、40ページ下段です。「消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」）の対前年上昇率の推移」。
- ・ それから、41ページ下段、「連合 春季賃上げ妥結状況（有期・短時間・契約等労働者）」。
- ・ それから、42ページの下段、「日商 中小企業の賃金改定に関する調査」。
- ・ それから、44ページの下段、「法人企業統計による企業収益①（年度）」。
- ・ 45ページ上段、同じく「法人企業統計による企業収益②（四半期）」。
- ・ それから、45ページの下段、「法人企業統計による資本金規模別労働分配率」。
- ・ それから、46ページの下段及び47ページ上段の「売上高経常利益率の推移」は日銀短観に基づくものですが、昨年度は法人企業統計に基づくものでした。
- ・ それから、48ページの上段、「労務費についての価格交渉の状況」。
- ・ 48ページの下段、「倒産件数（実数）の推移」。
- ・ 49ページの上段、「倒産件数及び物価高倒産件数の推移」。

これらが昨年と比べまして追加となっております。

53ページ以降ですが、目安小委員会報告が載っております。労働者側見解、使用者側見解が載っておりますので、要旨を紹介させていただきます。

まず、2の労働者側見解、53ページですけれども、要旨の紹介をさせていただきます。

- ・ 最低賃金法第1条にある法の自的を踏まえて議論を尽くしたい。
- ・ 中小企業経営は人に頼る部分が多く、人材確保に向けた「人への投資」を決断している。

- ・ 最低賃金は、ナショナルミニマム水準へ引上げなければならず、まずは2年程度で全都道府県において1,000円以上、その上で中期的には一般労働者の賃金中央値の6割という水準を目指し、本年の審議では昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべき。
- ・ 現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄っていない。
- ・ 昨年の改定以降の消費者物価指数は3%前後の高水準で推移し、さらに年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入する品目」についても、令和5年から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%と、最低賃金近傍の労働者の暮らしは極めて苦しい。
- ・ 地域間額差は地方から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小企業・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となる。
- ・ 昨年のCランクの引上げ実績を踏まえて今年を目安額を検討すべき。

54ページのほうですが、

- ・ 最低賃金の引上げによって企業の倒産が増えると言える客観的なデータは存在しなく、最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しない。
- ・ むしろ人材不足が顕著な中小企業・小規模事業者において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げが急務。
- ・ 企業の経常利益は堅調に推移しており、賃金支払能力については総じて問題ないと認識している。
- ・ 一方で、中小企業・小規模事業者へも賃上げを広げるためには、賃上げのための環境整備が重要であり、政府は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性のさらなる向上、各種支援策の一層の制度拡充と利活用の推進を求めたい。
- ・ 10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべき。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けて、これまで以上に前進する目安が必要であり、併せて、地域間額差の是正に

つながる目安を示すべきと主張されました。

続きまして、使用者側見解の要旨を御説明させていただきます。

- ・ 成長と分配の好循環に向けて賃上げは極めて重要であるが、全ての企業に例外なく、かつ罰則付きで適用される最低賃金の引上げは、各企業の経営判断による賃上げとは意味合いが異なる。
- ・ 目安審議に当たっては、データに基づく納得感ある審議決定を引き続き徹底し、納得性を高め、地方での建設的な審議に波及させることが極めて重要であり、「10月上旬」の発効に間に合わせるために目安審議のリミットを切ることなく、公益委員見解を各地方最低賃金審議会へ提示する場合には、労使双方やむなしとの結論に至るよう審議を尽くすべき。
- ・ 「賃金改定状況調査」の結果、とりわけ「第4表」の賃金上昇率を重視する。

54ページから55ページにかけてですが、

- ・ 3要素の状況や賃金改定状況調査の結果等から、今年度の最低賃金を一定程度引上げることの必要性は十分理解しているものの、賃上げの対応は二極化の傾向が見られ、業績改善がない中で賃上げを実施する企業は6割になっている。
- ・ 中小企業を圧迫するコストは増加する一方で、小規模な企業ほど価格転嫁ができず、賃上げ原資の確保が困難な状況であり、規模や地域による格差は拡大しており、最低賃金をはじめとするコスト増に耐えかねた地方の企業の倒産・廃業が増加する懸念がある。
- ・ 最低賃金引上げの影響率は21.6%に達し、現在の最低賃金額を負担と感じる企業も増加している。賃上げに取り組めない、労務費等を価格転嫁できない企業が相当数存在することも考慮すべきであり、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を負わせない配慮が必要である。
- ・ 地域の中小企業・小規模事業者は、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る必要がある。

- ・ 中小企業の賃金支払能力を高め、最低賃金をはじめ、賃金上げが継続的に実施できる環境整備を一層進める必要があり、団体協約の仕組みや活用事例の周知や後押し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の浸透度の実態調査による検証、下請法の遵守強化等、具体的な施策をさらに進めていくことが必要である

等の主張がされました。

4の意見の不一致ですが、目安小委員会において、上記労使の意見は一致せず、目安を定めるに至らなかったとのことでした。

公益委員見解等については、既に御紹介されましたので省略させていただきます。

目安答申についての事務局からの説明は以上です。

都留会長

ありがとうございました。

藤村会長の動画並びにただいまの事務局からの説明について、御質問がありますか。

よろしいですか。

よろしければ、中央最低賃金審議会答申により示された目安を踏まえ、労使各側から現段階における基本的な考え方の表明をお願いします。

まず、労側いかがでしょうか。

大島委員

まず、目安の御説明ありがとうございました。

毎年そうなんですけど、中央での審議、かなり重ねて、深く議論された内容と審議過程については尊重していきたいと思っております。あくまでも目安ということで、東京都における最低賃金の引上げは目安を参考に、またこれから審議に臨みたいと思っております。

今回における基本的な考えということで、我々は連合東京に所属しているもので、前回の本審でも出たと思うのですが、首都東京における目指すべき水準というのは1,500円ということを目指して取り組んでおります。恐らく皆さんからの要望、他団体の皆さん、また個人の方々からも要望、要請、意見等々が多く寄せられていることと思っております。また、そういった多くの意見を尊重し、東京都内で働く労働者の代表と

して、この場で伝えていきたいと思っております。実りある審議結果が出るよう、労働側としても最大限の努力をしていきたいと思っております。

審議に当たっては、まず今年、今年度における春闘の賃上げ状況、そして実質賃金の2点を基本として審議に臨みたいと思っております。歴史に残る賃上げと言われた昨年でありましたが、本年の賃上げ状況は昨年を上回る高い水準となっております。その多くは、労使交渉の場が設けられている企業における交渉結果と認識しております。労使交渉の場を持たない未組織企業で働く労働者、またパートタイム労働者、有期雇用契約で働く方々、そこまでにはまだまだ十分行き届いていないという考えでございます。

日本経済の自立的成長に向け、人への投資が不可欠であるということと、最低賃金は労働の対価であるということ、重要な要素となる最低賃金の引上げが必要という見解でございます。

また、先ほど公益見解にも一部出ましたが、最賃法にもあります、国民経済の健全な発展のためにも本会議において確実にその引上げ、また今期における賃上げを確実に波及させていかななくてはならないと思っております。

また、ここ数年、特に昨年は、先ほども申し上げましたが、大幅な賃上げとなっておりますが、それでもなお賃金は物価の上昇に追いついておらず、実質賃金は26か月連続でマイナスで推移しております。このことは、生活水準が後退しているということも考えられると思っております。

現在、東京の最低賃金をご存知のとおり1,113円、これは年間2,000時間働いた労働者としても、年収220万円しかありません。これはワーキングプアの水準にとどまり、国際的にも低位であると認識しております。政府の新しい資本主義のテーマの一つであります、持続的な幸福の実現を強く意識しまして、臨んでいきたいと思っております。幸福とはそれぞれで、何が基準かというのは計り知れない、計ることはないと思うんですが、少なくとも生活のために何かを我慢したり、節約したりという

状況を作らせないということも、この審議会の使命と考えております。

他方、先ほども御説明いただきましたが、価格転嫁の必要性も強く感じております。十分に進んでいない状況もあると認識しておりますし、それについては確実に正確な価格転嫁、そして確実に賃金に反映されるような仕組みづくりを期待したいと思っております。

最後に、目安は示されましたが、東京都内で働き、そして生活するということを基準に、今回の審議に臨んでいきたいと思っております。真摯に、おのおのの立場で議論できることを期待しております。

以上です。

都留会長 ありがとうございました。労側の他の委員の方、補足的な御意見の表明はありますか。

よろしいですか。

それでは次に、使側の意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

神委員 ありがとうございます。政府が掲げます、成長と分配の好循環の実現に向けて、使側委員として賃上げの重要性というのは十分認識しております。最低賃金についても一定程度の引上げが必要であるということには理解しているところでございます。しかしながら、最低賃金が全ての企業に例外なく罰則付きで適用される強行規定であるということ踏まえ、企業業績に応じて、各社の労使交渉であったり、経営判断によって決まる春季労使交渉による賃上げと同列に論じることはできないのではないかとこのように思っているところでございます。

従来から繰り返し申し上げておりますとおり、引上げ額というのは最低賃金法9条で定められている、地域における労働者の生計費、労働者の賃金、それから通常の事業の賃金支払能力の3要素を十分に考慮して決めるべきという考えに変わりはありません。審議に当たっては、とりわけ最低賃金の決定、改正の審議を目的として行われている政府統計調査である賃金改定状況調査、いわゆる第4表を最も重視すべきであるというふうに考えているところでございます。

この統計は、また繰り返し申し上げることではないかもしれませんが、常用労働者数が30人未満の企業で1年以上継続して事業を営ん

でいる事業所を調査対象としており、そこで示される賃金上昇率というのは最低賃金引上げの影響を最も大きく受ける企業の賃金支払能力を如実に示すものとして、3要素を総合的に示す代表的な指標の一つと考えることができるのではないかというふうに思っているところでございます。したがって、今年も本調査、この第4表の調査結果に基づいて、この中に示された賃金上昇率を重視した議論というのを行っていきたいというふうに、使側としては考えております。

先ほど見せていただきました中央最低賃金審議会の藤村会長のビデオメッセージによりますと、3要素のうち何を重視するかは年によって異なるが、今年は昨年に引き続き消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視したいと考えたというコメントがございました。

3要素のうち、年によって何を重視するという考え方については、正直、違和感があるところでございます。3要素は、どれを重視するというものではなく、全ての要素を総合的に勘案することがそもそも大前提であって、その上で時々々の事情も一定程度加味した審議とすることが基本であるべきというふうに考えております。今年の中賃の公益委員見解につきましては、そういった点で、残念ながら物価高騰のみに強く軸足が置かれて、生計費のところに偏ったものになってしまったという認識をしているところでございます。

繰り返しになりますけれども、最低賃金が罰則付きの強行規定であるということ踏まえ、中小・小規模事業者の賃金支払能力に十分配慮した議論が必要であることを改めて申し上げておきたいというふうに思います。

今回、Aランクの目安額として過去最高額であった昨年を大きく上回る50円という金額が示されたところでございますけれども、東京の地域別最低賃金を議論するに当たりましては、東京都の経済実態を見極めながら丁寧な審議を行っていきたいというふうに考えております。特に、島嶼部をはじめとしまして、都区部以外の地域の実情についても十分に勘案した検討を行う必要があるというふうに考えております。

また、発効日の問題につきましては、昨年も問題提起を行ったところ
でありますけれども、時間の関係で十分な議論が尽くせなかったという
ふうに思っております。今年こそ10月1日にとられることのない、しっ
かりとした議論を行いまして、労使共に納得感のある結論が得られるよ
うに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。使側の他の委員は。

清田委員

よろしく願いいたします。私も今の神委員の発言に重複するところ
がございます。繰り返しとなりますことを御容赦ください。

私として述べさせていただきたい点としては、まず、やはり、最低賃
金の引上げにつきましては、労使交渉で決まる賃上げとは大きく役割が
異なるといった点をもう一度述べさせていただきたいと思っております。
各企業の賃上げというのは極めて重要ということは十分認識しており
まして、我々商工会議所を含む使用者団体においても賃上げの重要性
を訴えて、各企業に働きかけてきたという経緯がございます。ただし、
最低賃金に関しましては強制力をもって適用されるということで、役割
は異なるものと認識しており、したがいまして、法に定める3要素に基
づいて、しっかりと議論することが必要であるというふうに認識をして
ございます。

ビデオメッセージや公益委員見解のほうにも記載されているとおり、
目安はあくまで地域間のバランスを図る観点での、いわゆる参考にする
ものというとおり、しっかりと東京の現状を踏まえた議論をしていき
たいというふうに考えてございます。東京においては、企業数が約40万強
あるうちの約99%は中小企業、加えて、それよりも規模が小さい、従業
員も製造業で20名以下、そのほかサービス事業等で5名以下といったよ
うな小規模企業についても75%程度、約4分の3を占めている、こうし
た実態を踏まえながらしっかりと中小企業、小規模事業者、こちらの実態
を十分に踏まえた審議を行っていきたいと考えてございます。

私からは以上です。

都留会長

ありがとうございます。使側の他の委員の方。

加藤委員

私からも一言、発言させていただきます。

まず、中賃の目安額についてですが、平成28年度以降、官邸主導で決定されているというふうに言われるようになっております。これが事実であるとすれば、審議会制度の形骸化であり、憂慮すべき事態であります。私は最低賃金の審議に携わりましてまだ5年目ですが、そのように感じる度合いが、毎年の引上げ幅と比例しまして年々強くなってきております。

新聞報道が全て真実かどうかは分かりませんが、7月26日の朝日新聞には、議論が大詰めを迎えた7月下旬、官邸サイドは国民へのアピールも強まる5%にこだわり、関係者に5%に乗るように伝えたという記事が出ております。

いずれにしても、現下の物価上昇ですとか人手不足などを考えれば賃金の引上げは重要でありまして、今年の春闘に見られたように、各企業がその経営判断として行う自主的な引上げは経済成長と国民福祉の向上のためには必要なことでありまして、積極的に取り組むべきものと考えております。

一方で、主張が重なりますが、全ての企業に強制的に適用される最低賃金については、一定の引上げの必要性は認めますものの、一般の賃金と同列に論じるべきではないと思います。大企業の大幅な引上げの対象となる労働者は全体の労働者から見れば少数であります。一つの参考データとはしつつも、そこに過度に引きずられるべきではないと思います。

中賃では、3要素のデータに基づくとはされつつも、公益委員見解を見ますと、やはり賃金、そして賃金の支払能力の項目におきましては、その重みづけという点で、我々中小・小規模事業者の実情が十分に反映されたものとは考えられません。

また、判断に用いた指標も、先ほどもありましたが、これまではこのデータを使ったけど、今年についてはこれというふうな、近年、既定と思われる引上げ額に合わせて時々都合のよいデータをつまみ上げるようなやり方が目立っており、説得力に欠ける残念な傾向であります。

東京の経済が傷めば、日本は一層衰退します。大企業だけでは決して

サプライチェーンは構成できません。中小・小規模事業者に支えられている東京の経済を守るためにも、委員の皆様にはその点に十分に配慮した審議をお願いしたいと思えます。

以上です。ありがとうございました。

都留会長

ありがとうございました。

労側の意見、使側の意見について、何か御質問がございますか。よろしいですか。

それでは、中央最低賃金審議会の答申を参考として、今後、専門部会において金額審議をお願いしたいと思えます。

続きまして、議事（２）「東京都最低賃金の改正決定に係る意見について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

賃金課長

東京都最低賃金の改正決定に係る意見につきましては、最低賃金法第25条第5項、同法施行規則第11条第1項に基づき、令和6年7月1日付けで意見聴取の公示を行いました。提出期日までに149件の意見書の提出がありましたので、本日、「資料（その1）」として、その写しをお手元にお配りしています。

また、意見書ではありませんが、要請書等の提出がありましたので、「参考資料」としてお配りしています。

それでは、意見書の要旨及び要請書等について、事務局より説明いたします。

賃金指導官

お手元の「第441回東京地方最低賃金審議会資料（その1）」を御覧ください。

1ページからは「意見書提出者一覧」、5ページからは受付日順かつ五十音順で意見書を掲載しています。

初めに意見書と提出者を御紹介します。読み方に誤りがございましたら、何とぞ御容赦いただきたく、あらかじめお願いいたします。また、敬称略とさせていただきます。

5ページ、「東京都最低賃金の大幅引上げと、東京地方最低賃金審議会の全面公開を求める意見書」、全国一般労働組合全国協議会、全国一般労働組合全国協議会全労協全国一般東京労働組合、全国一般労働組合

全国協議会全国一般東京南部、全国一般労働組合全国協議会全国一般東京東部労働組合、全国一般労働組合全国協議会全国一般三多摩労働組合。

13ページ、「東京都最低賃金の改正決定に係る意見書」、東京土建一般労働組合世田谷支部、同組合の各支部、各分会から同様の意見をいただいております。

15ページ、同じく西多摩支部

17ページ、品川支部

19ページ、葛飾支部

21ページ、北支部

23ページ、墨田支部

25ページ、墨田支部あづま分会

27ページ、墨田支部すみだ分会

29ページ、墨田支部立花分会

31ページ、墨田支部ひきふね分会

33ページ、墨田支部本所第一分会

35ページ、墨田支部本所第二分会

37ページ、墨田支部八広分会

39ページ、練馬支部

41ページ、八王子支部

43ページ、八王子支部事業所分会

45ページ、八王子支部第一分会

47ページ、八王子支部第二分会

49ページ、八王子支部第三分会

51ページ、八王子支部第四分会

53ページ、八王子支部第五分会

55ページ、八王子支部第六分会

57ページ、八王子支部第七分会

59ページ、八王子支部第八分会

61ページ、八王子支部第九分会

63ページ、八王子支部第十分会

65ページ、目黒支部
67ページ、目黒支部柿の木八雲分会
69ページ、目黒支部学芸大分会
71ページ、目黒支部事業所分会
73ページ、目黒支部月向分会
75ページ、目黒支部原洗碑分会
77ページ、目黒支部不動分会
79ページ、目黒支部北部さくら分会
81ページ、目黒支部みどり分会
83ページ、目黒支部目黒桜分会
85ページ、目黒支部目黒中央分会
87ページ、荒川支部
89ページ、荒川支部荒川分会
91ページ、荒川支部事業所分会
93ページ、荒川支部西尾久分会
95ページ、荒川支部日暮里1分会
97ページ、荒川支部日暮里2分会
99ページ、荒川支部東尾久1分会
101ページ、荒川支部東尾久2分会
103ページ、荒川支部町屋北分会
105ページ、荒川支部町屋南分会
107ページ、荒川支部南千住分会
109ページ、江東支部
111ページ、江東支部大島分会
113ページ、江東支部亀戸分会
115ページ、江東支部喜楽会
117ページ、江東支部女性の会
119ページ、江東支部砂中分会
121ページ、江東支部青年部
123ページ、江東支部東砂分会

125ページ、江東支部深北分会
127ページ、江東支部深三分会
129ページ、江東支部深中分会
131ページ、江東支部深七分会
133ページ、江東支部南砂分会
135ページ、江東支部四砂分会
137ページ、狛江支部
139ページ、多摩西部支部昭島中央分会
141ページ、多摩西部支部砂川分会
143ページ、多摩西部支部高松分会
145ページ、多摩西部支部立川南分会
147ページ、多摩西部支部玉川分会
149ページ、多摩西部支部拝島分会
151ページ、多摩西部支部拝東一分会
153ページ、多摩西部支部富士見分会
155ページ、江戸川支部
157ページ、江戸川支部一之江北分会
159ページ、江戸川支部一之江南分会
161ページ、江戸川支部一色分会
163ページ、江戸川支部今井分会
165ページ、江戸川支部葛西第一分会
167ページ、江戸川支部葛西第二分会
169ページ、江戸川支部葛西第三分会
171ページ、江戸川支部葛西西分会
173ページ、江戸川支部葛西南分会
175ページ、江戸川支部京葉第一分会
177ページ、江戸川支部京葉第二分会
179ページ、江戸川支部小岩北分会
181ページ、江戸川支部小岩東分会
183ページ、江戸川支部小岩南分会

185ページ、江戸川支部事業所北分会
187ページ、江戸川支部事業所南分会
189ページ、江戸川支部篠崎分会
191ページ、江戸川支部中央分会
193ページ、江戸川支部東西小松川分会
195ページ、江戸川支部春江分会
197ページ、江戸川支部平井分会
199ページ、江戸川支部松江分会
201ページ、江戸川支部松島分会
203ページ、江戸川支部松本分会
205ページ、江戸川支部みずえ分会
207ページ、多摩・稲城支部
209ページ、多摩・稲城支部事業所分会
211ページ、多摩・稲城支部稲城中央分会
213ページ、多摩・稲城支部稲城東分会
215ページ、多摩・稲城支部稲城南分会
217ページ、「東京都最低賃金の大幅引上げ、最低賃金周辺で働く者の参加、審議の公開を求めます」、目黒地区労働組合協議会
223ページ、「最低賃金の大幅引上げで持続可能な社会・ジェンダー平等の実現を」、東京地方労働組合評議会女性センター
225ページ、「東京で早期に最低賃金時給1500円以上の実現を」、東京地方労働組合評議会青年部協議会
227ページ、「東京で人間らしく暮らすためには最低賃金の大幅引上げが必要です。全国一律最低賃金1500円以上を求める意見書」、東京地方労働組合評議会パート・非正規労働者連絡会
229ページ、「最低賃金の大幅引上げですべての子どもたちに平等の教育を」、東京都教職員組合女性部
231ページ、「意見書」、江戸川区労働組合総連合
233ページ、「意見書」、CU東京豊島支部
235ページ、「2024年・東京地方最賃審議会への意見書」、JMITU

東京地方本部

237ページ、「意見書」、品川地区労働組合協議会

239ページ、「物価高騰に見合う最賃の大幅引上げと、全国一律最賃制を求める意見書」、全労連・全国一般労働組合東京地方本部

241ページ、「異常な物価高騰に伴う最低賃金の大幅引上げと全国一律最賃制を求める意見書」、全労連・全国一般労働組合東京地方本部一般合同労働組合

243ページ、「生計費を最優先に、時給1500円以上の最低賃金の早期実現と、審議委員選任の民主化を求める意見書」、全労連・全国一般労働組合東京地方本部一般合同労働組合TW分会

245ページ、「全国一律最低賃金制度と東京で早期に時給1500円の実現—東京最賃審議会の全面公開と意見陳述を求める要請書」、全労連・全国一般労働組合東京地方本部民事法務労働組合

249ページ、「意見書」、東京春闘共闘会議

251ページ、「意見書」、東京地方医療労働組合連合会

253ページ、「意見書」、東京地方労働組合評議会

255ページ、「東京都最低賃金の改正決定に係る意見書」、東京土建一般労働組合。同組合の各支部、各分会から同様の意見をいただいております。

321ページ、同じく、小金井国分寺支部

323ページ、新宿支部

325ページ、新宿支部大久保分会

327ページ、新宿支部落合西分会

329ページ、新宿支部神楽坂分会

331ページ、新宿支部ことぶき会

333ページ、新宿支部新都心分会

335ページ、新宿支部青年部

337ページ、新宿支部高田馬場分会

339ページ、新宿支部余丁町分会

341ページ、新宿支部四谷分会

343ページ、台東支部

345ページ、西東京支部

347ページ、西東京支部第1分会

349ページ、西東京支部第2分会

351ページ、西東京支部第3分会

353ページ、西東京支部第4分会

355ページ、西東京支部第5分会

357ページ、西東京支部第6分会

359ページ、西東京支部第7分会

361ページ、西東京支部第8分会

363ページ、意見書、豊島区労働組合協議会

365ページ、橋本策也

367ページ、「東京都最低賃金の改正決定に係る意見書」、郵政産業労働者ユニオン東京地本、同組合の各支部から同様の意見をいただいております。

369ページ、同じく、大田支部

371ページ、銀座支部

373ページ、小石川支部

375ページ、新東京支部

377ページ、港品川支部

続きまして、いただいた御意見の要旨を御紹介いたします。149件もの御意見をいただきましたが、同種の内容もございましたので、事務局で取りまとめた形にさせていただきました。時間の都合上、全ての御意見を御紹介できないことを御容赦いただきたくお願いいたします。

要点、時給1,500円について

- ・ 東京で早期に時給1,500円の実現へ、大幅な最低賃金額の改定をしてください。
- ・ 労働者の処遇改善、賃金水準の向上に向けて、生活できる水準1,500円以上の改定答申を行ってください。
- ・ 低賃金労働者が真に健康で文化的な生活を送れる最低賃金へ大幅

に引上げることを求めます。

- ・ 東京の最低賃金は全国最高と言われますが、引上げ率では過去8年、全国最低です。
- ・ 最低賃金は、非正規労働者に限ったものではありません。医療や福祉労働者をはじめ、再雇用労働者など、多くの産業で最低賃金が給与形態の土台となっています。
- ・ 最低賃金は公務・民間の初任給にも大きな影響を及ぼし、若年層の賃上げを促進します。最低賃金の引上げが急務です。
- ・ 近年、最低賃金の引上げ結果は、官民間問わず多くの労働者、さらには翌年春闘に大きな影響を与えています。

時給1,600円以上必要であることについて

- ・ 東京の労働組合が実施した最低生計費調査の結果では、最低でも時給1,700円から1,800円でなければ、まともな生活ができないことが明らかになっています。
- ・ 夫婦で働いていても子供の成長に合わせた費用が払い切れないばかりか、燃料費高騰、円安進行に伴う輸入物価上昇等もあり、時給1,600円から1,700円は必要です。

物価上昇について

- ・ 急激な物価上昇の中、東京の物価高・物価上昇率を上回る最低賃金を求めます。
- ・ 実質賃金は過去最長の25か月連続マイナスとなっています。物価高騰に賃金上昇が追いついていない状況が続いています。
- ・ 歴史的な物価高騰が続く中で、労働者の生活はますます深刻な状況になっています。特に、最低賃金近傍の賃金を強いられている非正規労働者、若年層の労働者は、まさに危機的状況にあります。
- ・ 人手不足の中にあっても、物価高騰に賃金の上昇が追いついていません。

生計費について

- ・ 現在の物価高騰を十分に加味し、生計費に基づいた最低賃金としてください。

- ・ 消費者物価指数の参考基準を低賃金労働者の生活実態に合ったものにする、生計費については、「基礎的支出項目」指数を採用することを求めます。
- ・ 物価高騰に見合った年2回の最低賃金の改定を求めます。
- ・ ILOの定める賃金決定基準である生計費を最優先にして最低賃金を検討すれば、私たちの求めている時給1,500円以上、早期に1,700円の最低賃金の要求は妥当なものとして早期に実現することになるはずだと見込んでいます。

他の価格上昇について

- ・ 東京の急激な不動産価格の上昇や東京の賃金上昇に見合った最低賃金を求めます。

最低賃金が唯一の賃上げになっていることについて

- ・ 中小零細企業では、労働組合の組織率は低く、ないことが一般的です。昇給制度がない事業者も多く、最低賃金引上げが唯一の昇給になっています。初任給は、ほぼ最低賃金に張りついているのが実態です。最低賃金が引上げられなければ、賃上げも難しい状況に依然として置かれています。
- ・ 10年働いても、20年働いても、低賃金に変わりはありません。最低賃金が上がったときに、わずかばかりの給料アップが行われます。
- ・ 非正規社員の基本給は地域別最低賃金と連動しています。毎年の春闘では、最低賃金改定によって引上げられているとして、会社はゼロ回答を続けています。
- ・ 非正規春闘で賃上げをしないと回答した企業は「今秋の最低賃金の改定を見て検討する」などの理由を挙げています。
- ・ 労働組合に入っていない大部分の非正規労働者には、賃上げが波及していない現状が窺えます。
- ・ 最低賃金の改定は、私たちにとって大変大きな意味を持ちます。

支払能力について

- ・ 「企業の支払能力」を最低賃金決定要素から外してください。最も

多くの非正規雇用労働者を雇用しているのは大企業であり、自治体です。

貧困について

- ・ 2023年度の最低賃金は「今までで最高額」などと報じられましたが、一人で生活していくには、生活費を切り詰めなければならない、娯楽やおいしい食事などは程遠い状況です。
- ・ ひとり親家庭の家計を支えられる最低賃金を求めます。
- ・ 非正規労働者は低賃金のため貯金できません。最低賃金の引上げは本当に命と直結しています。
- ・ 止まることのない物価高騰の中、子供の貧困と格差、自死がますます大きな社会問題になっています。最低賃金の大幅引上げは、貧困ラインで生活する圧倒的多数の人々の賃金引上げや家庭収入による所得格差を解消のためにも必要です。

若者・少子化・女性について

- ・ 低賃金が少子化の大きな要因になっています。最低賃金の大幅な引上げは、若年層で広がる低賃金・経済不安を解消し、少子化の加速を食い止める大きな一歩です。
- ・ 誰もが将来に希望を持って、安心して結婚、妊娠、出産、子育て等の選択ができ、人間らしい生活が営める最低賃金の大幅な引上げを行ってください。
- ・ 男女賃金格差イコール差別をはじめとしたあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則の実現と最低賃金の大幅な引上げを行ってください。
- ・ 最低賃金の大幅引上げは、少子化対策を含む将来展望の回復にもつながる、極めて重要な政策です。

公務職場について

- ・ 公契約条例を制定している自治体が増えています。公的部門の委託を受けている企業の多くは最低賃金にしがみついて、労働者を低賃金で働かせています。公共部門労働者の賃金引上げのためにも、最低賃金の引上げが社会的にも求められています。

国際情勢について

- ・ 日本の最低賃金は世界から大きく遅れています。
- ・ 最低賃金の国際的指標を勘案して、東京の最低賃金大幅引上げが必要です。東京も世界の都市の最低賃金に肩を並べる最低賃金を求めます。

委員の選任について

- ・ 審議会委員の選任に当たっては、非正規・パートアルバイト等多様な職業の従事者を組織する団体の代表も加えて、より実態を反映した議論ができるようにしてください。

意見陳述について

- ・ 東京の審議会においても、東京で最低賃金に近い収入で暮らす労働者や、それらの者が加入する団体による意見陳述の機会を実行してください。
- ・ 最低賃金近傍で働く労働者の生活実態や切実な要望を委員の皆さんが直接聞くことが、今ほど重要になっているときはありません。

情報の公開・透明化について

- ・ 審議会の一層の情報公開、透明度アップによる審議を強く訴えます。
- ・ 傍聴制限をなくすこと、全ての審議会・部会を公開すること、議事要旨、議事録は速やかに公開することを申し入れます。
- ・ 多くの希望者が傍聴できる会場を確保してください。

支援策について

- ・ 中小事業者への支援強化を求めます。賃金引上げ等に伴って生じる様々な負担軽減策を拡充してください。
- ・ 生産性向上とは切り離れた中小零細事業者支援策の拡充を求めます。
- ・ 中小零細企業を守るためにも、真水の直接支援を今すぐにでも行ってください。社会保険料など、税負担の減免等の税制面や、法制度面での実効力のある支援策が不可欠です。賃金引上げを価

格に転嫁できる公正な取引の実現が急務です。

全国一律最低賃金について

- ・ 地域間格差是正のため、どこで働いても生活できる賃金を保障し、人々が定着し、持続可能な地域経済・社会につながる全国一律最低賃金制度の実現を求めます。

その他

- ・ 最低賃金の引上げが企業の賃金引上げに影響を与えています。
- ・ 最低賃金があるからこそ、これ以上は悪くならないという歯止めの機能として重要になっているのではないのでしょうか。
- ・ 首都東京が抱える労働力人口と最低賃金引上げの影響、消費喚起の経済効果を鑑みれば、貴審議会がいかに社会的な期待と要請に応えられるか、責務は重大です。

以上が令和6年度の東京都最低賃金額の審議に当たって、寄せられた御意見の要旨になります。

続きまして、お手元の「第441回東京地方最低賃金審議会参考資料」を御覧ください。こちらは、最低賃金に関する要請や公示期間終了後にいただいた御意見です。

1 ページ、参考1は、東京弁護士会から提出された「最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」です。

5 ページ、参考2は、渋谷区労働組合総連合から提出された「意見書」です。

7 ページ、参考3は、東京春闘共闘会議東京地方労働組合評議会から提出された「最低賃金の大幅な引上げへ、物価高騰における生活実態を反映し、暮らし改善、子どもたちの未来を支える審議が尽くされることを要望します」と題する書面と、東京春闘共闘会議から提出された「全国一律最低賃金制度の創設と東京で今すぐ時給1500円以上の実現を求める要請1,045筆累計20,545筆」です。署名は、会場中央の机の上にございます。

9 ページ、参考4は、東京土建一般労働組合文京支部から提出された「東京都最低賃金の改正決定に係る意見書」です。

11ページ、参考5は、同じく、文京支部女性の会から提出された「意見書」です。

13ページ、参考6は、文京支部青年部から提出された「意見書」です。

15ページ、参考7は、文京支部第一分会から提出された「意見書」です。

17ページ、参考8は、文京支部第二分会から提出された「意見書」です。

19ページ、参考9は、文京支部第三分会から提出された「意見書」です。

21ページ、参考10は、文京支部第四分会から提出された「意見書」です。

23ページ、参考11は、文京支部第五分会から提出された「意見書」です。

25ページ、参考12は、文京支部文和会から提出された「意見書」です。

27ページ、参考13は、府中国立支部から提出された「意見書」です。

29ページ、参考14は、日本共産党東京都議会議員団から提出された「最低賃金の大幅引上げの実現に関する申し入れ」です。

31ページ、参考15は個人の方77名から提出された「メッセージ」です。

私からの説明は以上です。

都留会長 どうもありがとうございました。提出された意見書等について、何か御意見や感想がありますか。

労側委員はいかがでしょうか。

大島委員 ありがとうございます。これだけ多くの皆さんの声というか、今回提出された意見が実態なのかなと思っております。今回出された意見等を労側としても重く受け止めて、十分に考慮し、審議に臨んでいきたいと思っております。

以上です。

都留会長 ありがとうございます。労側の他の委員の方、ございますか。よろしいですか。

次に、使側委員はいかがでしょうか。

神委員

ありがとうございます。

様々な立場の多くの団体、個人の方から貴重な御意見、要請が多数寄せられたことを受け止めまして、今後の審議には慎重に臨みたいというふうを考えております。

以上でございます。

都留会長

ありがとうございます。使側の他の委員の方、いかがですか。

よろしいですか。

今回提出された意見書等を通じて、働いている方の様々な実態が伝わってきたかと思えます。また、審議会の運営に関しても様々な御意見があることを理解しました。

次に、議事（３）「労働経済関係統計資料等について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

賃金課長補佐

まず、お手元の「第441回東京地方最低賃金審議会資料（その２）」と記載されております資料集を御覧ください。

こちら、１ページ目から、資料１につきましては主要指標の推移です。

３ページからの資料１－１を御覧ください。「労働経済関係資料（その１）」と、次のページ、５ページの「（その２）」は、７月１日に開催されました440回の本審でお配りしたものの更新資料となっております。

その１は、雇用、賃金、労働時間、求人倍率等の雇用状況に関する資料となります。

その２は、鉱工業指数、所得・消費、物価指数、企業倒産等の雇用を取り巻く経済環境に関する資料となっております。

続きまして、７ページ目の資料１－２を御覧ください。こちらは東京都及び内閣府が発表しております、都内総生産及び国内総生産の名目、支出側の数値となっております。

東京都の数値は令和３年度までが公表されております。

続きまして、９ページの資料１－３を御覧ください。内閣府が発表している、１人当たりの所得、雇用者報酬の東京都と全国の数値でございます。

続きまして、11ページの資料1－4を御覧ください。東京都産業労働局が発表しております、設備投資を実施した東京都の中小企業の四半期ごとの数値でございます。

13ページ、資料1－5を御覧ください。内閣府が発表している、全国の機械受注総額です。

注釈にございますとおり、船舶、電力を除いた数値となっております。

続きまして、15ページの資料1－6を御覧ください。国土交通省が発表しております、着工新設住宅戸数の東京都と全国の数値でございます。

17ページの資料1－7を御覧ください。経済産業省が発表しております、百貨店・スーパーの商品販売額の東京都と全国の数値でございます。

こちらにつきましては、昨年度まで東京特別区と全国で比較をしておりましたが、令和6年1月分から、地方別の集計のうち東京特別区の集計が廃止されましたことから、今年度から東京都との比較に変更させていただきます。

19ページからの資料2は、経済情勢関係資料となっております。

21ページからの資料2－1を御覧ください。本年7月1日に日本銀行が発表した「短観（概要）2024年6月」でございます。

こちらは全国の景況を示す指標として、全国の約1万社の企業を対象に、四半期ごとに実施している調査となっております。

39ページの資料2－2を御覧ください。本年7月23日に東京都産業労働局が発表いたしました、「東京都中小企業の景況 令和6年7月調査」でございます。

45ページからの資料3は、賃金関係資料となっております。

47ページ、資料3－1を御覧ください。厚生労働省が発表している、東京都の男女別、高卒、大卒別の「新規学卒者の初任給額の推移」と「新規学卒者の所定内給与額」です。

注釈にございますとおり、令和2年から集計方法が変更されております。

従来の初任給額の調査を廃止し、新規学卒者に該当する者の6月分の

所定内給与額(通勤手当を含む)を集計する方法に変更してございます。

49ページ、資料3-2を御覧ください。厚生労働省が発表しております、東京都の短時間労働者・女性の1時間当たりの所定内給与額の推移でございます。

注釈にございますとおり、令和2年以降、集計方法が変更されております。

51ページの資料3-3を御覧ください。厚生労働省が発表している、女性の短時間労働者の1時間当たりの所定内賃金額の推移について、東京を含めたAランク都県及び全国平均をまとめたものでございます。

注釈にございますとおり、令和2年以降、集計方法が変更されてございます。

53ページからの資料3-4を御覧ください。こちらは7月1日に開催されました第440回本審でお配りしたものと同一ものとなっております。東京都産業労働局が発表している東京都内の1,000の労働組合を対象にした、令和6年春季賃上げ状況の最終結果となっております。

53ページは要求状況、55ページは妥結の状況、57ページは過去10年間の要求・妥結の結果となっております。いずれも加重平均の数値でございます。

59ページからの資料4は、生計費関係資料でございます。

61ページ、資料4-1を御覧ください。人事院、各都道府県及び東京特別区の人事委員会が公表しております、標準生計費の推移について、Aランク都県の主要都市と全国平均をまとめたものでございます。

標準生計費とは、総務省統計局のホームページによれば、「標準的な生活モデルを設定し、その生活に要する費用を算定したもの」とされてございます。

63ページから67ページまでの資料4-2を御覧ください。総務省が発表している、家計収支の推移を、Aランク都県の主要都市についてまとめたものでございます。

69ページ、資料4-3を御覧ください。総務省統計局が発表しております、消費者物価・地域差指数の推移を、Aランク都県の主要都市につ

いてまとめたものでございます。令和4年分までが公表されております。

71ページの資料4-4を御覧ください。総務省が発表しております、平均消費性向の東京都区部と全国の数値でございます。注釈にございますとおり、平均消費性向とは、可処分所得に対する消費支出の割合を示すものでございます。

73ページからの資料5は、最低賃金の推移関係資料でございます。

75ページの資料5-1を御覧ください。Aランク都県について、最低賃金額、引上げ率及び発効日をまとめたものでございます。

77ページの資料5-2を御覧ください。Aランク都県の最低賃金額と一般賃金水準の比較表となっております。

一般労働者、短時間・女性労働者、高卒初任給についてまとめたものでございます。

先ほど申し上げたとおり、短時間・女性労働者と高卒初任給については、令和2年から集計方法が変更されてございます。

79ページ、資料5-3を御覧ください。地域別最低賃金の影響率と未満率について、Aランク都県及び全国加重平均をまとめたものでございます。

注釈にありますように、影響率とは、最低賃金額を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合となっております。

未満率とは、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合を指します。

81ページ、資料5-4を御覧ください。こちらは、東京都最低賃金と中央最低賃金審議会から示される目安額について、直近の15年間の状況を記載したものでございます。

「目安額に対する東京の引上げ額の差額(円)」という列がございますが、こちらの欄に0円という数字がございますが、これは目安と差が0円であった、すなわち差がなかったという意味でございまして、目安どおりであった年というのを意味してございます。

続きまして、83ページからの資料6は、令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果でございます。

85ページ、資料6-1を御覧ください。こちらは調査の概要となっております。

- 1 調査の地域、東京都。
- 2 調査産業、日本標準産業分類に定める産業のうち、100人未満の製造業、情報通信業のうち新聞業、出版業、30人未満の卸売業、小売業等でございます。
- 3 調査事業所、令和6年6月1日現在の民営事業所で1年以上継続して事業を営んでいる事業所から一定の方法により抽出した、約3,800事業所となります。
- 4 対象労働者、約18,500人でございます。

調査結果につきましては、87ページからの資料6-2を御覧ください。「総括表(1)」は、全労働者を対象とした、事業所の規模別、労働者の年齢別の集計結果でございます。

一番左の列を御覧ください。こちらは「時間当たりの所定内賃金額」で、金額が1円刻みとなっております。

左から2列目の「合計」列を御覧ください。上段の数値は、1時間当たりの所定内賃金額が支払われている累積労働者数でございます。下段の括弧書きの数値は、累積構成比のパーセンテージとなります。

本調査における未満率について、御説明いたします。

現在、東京都の最低賃金は1,113円でございますので、一番左の列、「時間当たりの所定内賃金額」の中ほどにある1,112円の行を御覧ください。

その右隣の「合計」の上段は66,857、括弧内は3.5となっております。令和6年度の全体の未満率は、これにより3.5%ということになってございます。

続きまして、95ページを御覧ください。こちらの表は短時間労働者を対象とした事業所の規模別、労働者の年齢別の集計結果でございます。同じように、一番左の列「時間当たりの所定内賃金額」の中ほどにある1,112円の行を御覧ください。

その右隣の「合計」の上段は34,226、括弧内は4.8となっております。したがって、令和6年度の短時間労働者の未満率は4.8%になります。

続きまして、103ページを御覧ください。「総括表（2）」でございます。こちらは全労働者を対象とした男女・年齢別の集計結果でございます。

表のおおむね左半分が男性、右半分が女性となっております。

一番左の列の「時間当たりの所定内賃金額」の中ほどにある1,112円の行を御覧ください。その二つ右の枠内の「男性計」列の括弧内は2.2となっております。令和6年度の男性労働者の未満率は2.2%となります。

同じ行をそのまま右にお進みいただきますと、「女性計」というものがございます。括弧内は4.6となっております。令和6年度の女性労働者の未満率は4.6%ということになります。

続きまして、109ページを御覧ください。こちらの表は、短時間労働者を対象とした、男女・年齢別の集計結果でございます。

表のおおむね左半分が男性、右半分が女性というのは、先ほどと同じでございます。

一番左の列、「時間当たりの所定内賃金額」の中ほどにございます1,112円の行を御覧ください。その二つ右の枠内の「男性計」の括弧内は1.4%となっております。令和6年度の男性短時間労働者の未満率は1.4%となります。

同じ行をそのまま右にお進みいただきますと、「女性計」がございます。括弧内は6.2となっております。令和6年度の女性短時間労働者の未満率は6.2%となります。

続きまして、115ページからの資料6-3を御覧ください。こちらは総括表を棒グラフで表したものとなります。

115ページを御覧ください。労働者全体を1円刻みで表したものでございます。

117ページは、短時間労働者を1円刻みで表したものでございます。

119ページは、労働者全体を10円刻みで表したものでございます。

121ページは、短時間労働者を10円刻みで表したものでございます。

123ページは、労働者全体を100円刻みで表したものでございます。

125ページは、短時間労働者を100円刻みで表したものでございます。

続きまして、127ページの資料6－4を御覧ください。こちらは東京都最低賃金の未満率の推移をまとめたものでございます。

129ページの資料6－5を御覧ください。東京都最低賃金の影響率の推移をまとめたものでございます。

続きまして、131ページからの資料7は、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果でございます。

133ページを御覧ください。毎年1月から3月にかけて、全国の労働基準監督署において、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を実施してございます。東京労働局と全国の数値をまとめたものとなっております。

続きまして、135ページからの資料8は、賃金引上げ等生産性向上に向けた支援策でございます。

137ページを御覧ください。中小企業の生産性向上等に係る支援策のうち、経済産業省関連施策及び厚生労働省関連施策をまとめたものでございます。中小企業等の生産性向上等に係る支援策として、業務改善助成金をはじめ、キャリアアップ助成金など、様々な支援策がございます。

東京労働局、各労働基準監督署におきましても、これらの制度の周知を行ってまいります。

139ページを御覧ください。令和6年度業務改善助成金の御案内でございます。業務改善助成金は、事業所内で最も低い時間給を30円以上上げた中小企業、小規模事業者に対して設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度でございます。

続きまして、「資料（その3－1）」と「資料（その3－2）」を御覧いただければと思います。

これらは中央最低賃金審議会及び目安に関する小委員会で配付された資料をまとめたものでございます。

「資料（その3－1）」につきましては、ページ番号が複数箇所に記載されたページもございますが、こちらの説明ではページの右下、左下に印字されたページ数を使わせていただいて、御説明させていただきます。

1ページ目から、資料1は第2回目安に関する小委員会で配付された

資料でございます。

3 ページ目、資料No.1 令和6年賃金改定状況調査の結果でございます。

3 ページは調査の概要が載っております。賃金改定状況調査は、毎年度の最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資するよう、労働者の賃金改定の状況等を把握するために実施している一般統計調査でございます。

8 ページからは、調査結果の一つである「第4表」というものになります。第4表とは、常用労働者数30人未満の企業に属している民営事業所に対し、前年6月と当年6月の労働者の賃金等を調査することで、時間当たり所定内賃金の賃金上昇率を把握するものでございます。

8 ページは、「第4表①一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）」でございます。

9 ページは、「第4表②一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）」でございます。

10 ページは、「第4表③一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）」でございます。

15 ページからは、資料No.2 生活保護と最低賃金に関する資料でございます。

19 ページからは、資料No.3 地域別最低賃金額、未満率及び影響率の推移に関する資料でございます。

23 ページからは、資料No.4 賃金分布に関する資料でございます。

63 ページからは、資料No.5 最新の経済指標の動向に関する資料でございます。

113 ページからは、参考資料No.1 委員からの追加要望資料でございます。

143 ページからは、参考資料No.2 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）でございます。

153 ページからは、参考資料No.3 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）でございます。

175ページからは、参考資料No.4 仁平委員提出資料でございます。

225ページからの資料2につきましては、「第3回目安に関する小委員会」で配付された資料でございます。

227ページからは、参考資料No.1 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）でございます。

231ページからは、参考資料No.2 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）でございます。

続きまして、「資料（その3-2）」の御説明に移らせていただきます。こちらの資料につきましては、ページ下部の中央にある番号を御覧ください。

1ページからの資料1は、第4回目安に関する小委員会で配付された資料でございます。

3ページからは、参考資料No.1 委員からの追加要望資料でございます。

7ページからは、参考資料No.2 足下の経済状況等に関する補足資料でございます。

15ページからは、参考資料No.3 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）でございます。

19ページからの資料2は、第5回目安に関する小委員会で配付された資料となっております。

21ページからは、参考資料No.1 委員からの追加要望資料でございます。

23ページからは、参考資料No.2 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）でございます。

私からの説明は以上となります。

都留会長

ありがとうございました。

ただいまの説明の内容に関して、何か御質問があればお願いします。よろしいですか。

あまりにもたくさん数字が出てきたので、ちょっと一番よく引用される第4表のポイントについて、説明していただけますか。

賃金課長補佐

第4表の数字で重要なところを御説明させていただければと思います。資料（その3-1）の8ページを御覧ください。

こちらが第4表①というものになります。一番左上に男女計というものがございしますが、男女計の一番上段、Aランクのところを御確認ください。Aランクのところ、左から4列目ぐらいですか、賃金上昇率というものがございまして、各産業別に賃金上昇率が出てございしますが、産業計で言いますと、Aランクの賃金上昇率は2.2となっております。令和5年度は、右にございますように、2.3でございました。

続きまして9ページですね、第4表②というものでございます。こちらも同様の数値、こちらは一般・パート別の内訳で、先ほどは男女別でございましたが、一般・パート別の内訳というところでもございまして、こちらにつきましても左上の同じ箇所でございます、Aランクにつきまして産業計の賃金上昇率は2.2ということになってございます。

10ページ目の第4表③、たしか令和4年度から追加されたものだったかと思いますが、一番下にございますように、①②と違って、集計対象となるのは1年前から在籍していらっしゃる方、令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた方についての数値という形になってございまして、賃金上昇率は先ほどと同じ、左上の箇所で産業計で2.7というのが今年の数字という形になってございます。

説明は以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。

ほかにありますか。

大島委員

ありがとうございました。

資料（その2）の81ページなんですけど、東京都最低賃金と目安の関係ということで、たしか、間違っていたらすみません、令和2年度は目安が示されていなかったと思うんですけど、0だと目安どおりみたいになっちゃいますので、アンダーバーか何かにしていただければと思っております。

賃金課長

承知しました。失礼いたしました。

都留会長

ほかにございますか。よろしいですか。

よろしければ、議事（4）「その他」に進みます。

何か、予定の議題以外に審議すべき事項がありますか。

労側、使側、よろしいですか。

都留会長

特になければ、審議終了といたします。

本日の議事録は東京地方最低賃金審議会運営規程第7条に基づき、公益委員は私が、労側委員は澤登委員、使側委員は神委員に確認をお願いします。

最後に、事務局から連絡事項があればお願いします。

賃金課長

次回の開催日程については、後日、事務局より御連絡させていただきます。皆様の御出席をよろしく願いいたします。

以上です。

都留会長

それでは、本会はこれにて終了といたします。本日は長時間、御協力いただきましてありがとうございました。